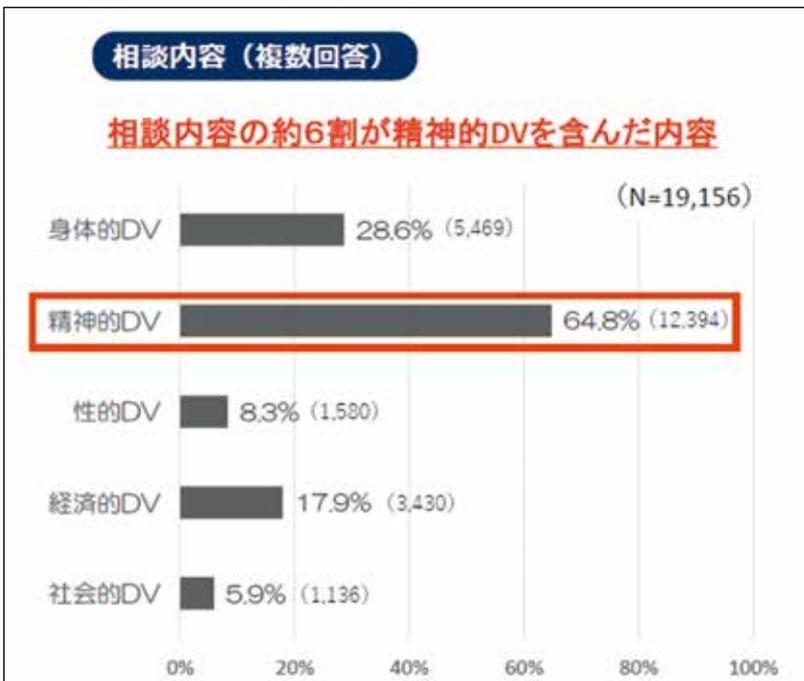




11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

暴力の形態はさまざまです

身体的暴力	なぐる・ける・物を投げつける、突き飛ばすなど
精神的暴力	無視する・大声でどなる、見下した態度をとる・「稼ぎが悪い」「もっと働け」と非難するなど
性的暴力	性行為を強要する・避妊に責任をもたない・中絶の強要など
経済的暴力	生活費を渡さない・外で働くことを妨害する・預貯金を勝手に使う・借金を負わせるなど
社会的暴力	実家や友人と付き合うのを制限・監視する、電話やメールを細かくチェックするなど
子どもを利用した暴力	子どもに暴力を見せる・子どもに自分の言いたいことを伝えさせるなど



国の調査によると、女性に対する暴力相談のうち、「精神的DV」の割合が最も高くなっています。

令和6年4月1日より、配偶者からの「身体的暴力または生命・身体に対する脅迫」に加えて、「自由、名誉、財産に対する脅迫」など、重篤な精神的被害を受けた場合も保護命令の対象になりました。



パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくそうというメッセージが込められています

「女性に対する暴力の現状と内閣府の取組」令和5年12月内閣府男女共同参画局資料より抜粋

■市は、無料のDV電話相談を行っています

安中市DV電話相談

我慢していませんか？つらい気持ちをお話してください

☎027-329-6646

月・火・木・金曜日
午前9時から午後4時
(祝日・年末年始を除く)

■図書館に特設コーナーも設置します

安中市図書館、松井田図書館では、11月30日まで「子どもへの虐待を防止する運動・女性に対する暴力をなくす運動」に関する書籍の特設コーナーを設置します。

これを機会に、一冊手に取ってみませんか。

☎安中市図書館(☎381-0529)
松井田図書館(☎393-4402)